

浜松市野良猫不妊手術事業実施及び報償金交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野良猫による糞害や騒音等生活環境に及ぼす弊害等、地域の課題の解決又は軽減を進めるとともに、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の精神に基づき、市民、市、協力動物病院及び協力動物ボランティアが協働して実施する浜松市野良猫不妊手術事業（以下「事業」という。）並びに事業の実施に対して交付する報償金及び協力報償金について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 野良猫とは、飼い主のいない猫をいう。
- (2) 不妊手術とは、雌猫に行う子宮卵巣摘出及び雄猫に行う精巣摘出のための外科的な手術をいう。
- (3) 耳カットとは、不妊手術を行った野良猫であることの明示のため、当該猫の両耳先端にV字に切れ込みを入れることをいう。
- (4) 事業利用者とは、本事業を利用して浜松市内の野良猫に不妊手術を行おうとする者又は浜松市等の自治体が管理する施設内（以下「市公園等」という）の野良猫に不妊手術を行おうとする自治体の部署をいう。
- (5) 協力動物病院とは、浜松市内に獣医療法で規定される診療施設を有し、本事業に参加するための登録をした、獣医師等の個人又は法人をいう。
- (6) 協力動物ボランティアとは、野良猫の捕獲、運搬を支援するボランティアで、本事業に賛同し参加するための登録をしたものをいう。
- (7) 報償金とは、第6条第2項の規定による手術を実施した協力動物病院が、第16条第1項の規定により市に交付を申請する、浜松市野良猫不妊手術事業報償金をいう。
- (8) 協力報償金とは、第8条第2項の規定による協力を行った協力動物ボランティアが、第17条第1項の規定により市に交付を申請する、浜松市野良猫不妊手術事業協力報償金をいう。

第1章 浜松市野良猫不妊手術事業について

(事業利用者による申請)

第3条 事業利用者は、不妊手術事業実施申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。事業利用者は、対象となる猫が野良猫であることを確認しなければならない。

2 事業利用者は、野良猫を安全に捕獲するために捕獲器が必要な場合、市へ捕獲器借用申請書（第2号様式）を提出し、捕獲器を借り受けることができる。なお、捕獲器の貸与期間は、実施通知書の有効期間と同期間とする。

3 市は、事業利用者から前項の捕獲器借用申請書が提出された場合、捕獲器借用通知書（第3号様式）を交付し、市が所有する捕獲器の限度内で貸し出す。

(事業の実施通知)

第4条 市長は、前条第1項の申請がされたときは、その事業を実施するか否かを決定する。この場合において、実施する決定をしたときは不妊手術事業実施通知書（第4号様式。以下「実施通知書」という。）を当該申請した者に交付するものとする。

- 2 実施通知書の有効期間は、原則として事業開始日から起算して1ヶ月とする。ただし、その年度の3月末日を超えることはできない。

(手術の実施)

第5条 実施通知書の交付を受けた事業利用者は、協力動物病院と事前に搬入について調整を行った後、捕獲した野良猫を搬入し、協力動物病院に野良猫不妊手術完了報告書及び報償金交付申請書(第5号様式)を提出し、手術を受けさせるものとする。

- 2 前項の完了報告書の提出を受けた協力動物病院は、その野良猫への手術が可能か否かを判断し、可能と認める場合は、不妊手術を行うとともに、手術済みであることが分かる処置として耳カットを行い、事業利用者へ引き渡す。なお、その他の実施細部については協力動物病院の裁量に一任する。
- 3 搬入された野良猫が既に不妊手術済だった場合、耳カットのみを行う。
- 4 野良猫の不妊手術であることを鑑み、必要最低限の処置に納めることとする。事業利用者は、協力動物病院とよく協議し、必要以上の処置を求めないこととする。
- 5 協力動物病院は、職業倫理に基づき責任を持って誠実に業務を実施する。
- 6 協力動物病院は、病気その他の理由により手術が行えないと判断した場合は、その旨を実施通知書の交付を受けた事業利用者に伝えるとともに、市長に報告するものとする。
- 7 協力動物病院は、不妊手術又は耳カットを実施した場合、次条による事業利用者の負担分を受け取り、領収書を発行する。

(事業利用者の負担)

第6条 事業利用者が本事業を利用する場合、次に掲げる額を、協力動物病院に支払うこととする。

- (1) 不妊手術を実施する場合 1頭につき 4,000円
- (2) 耳カットのみを実施する場合 1頭につき 1,400円

- 2 前項の市民負担額を受領した協力動物病院は、これを不妊手術等の費用に充てる。
- 3 自治体の部署が、事業利用者として市公園等の野良猫の不妊手術を依頼する場合、第1項の支払いは、第17条のとおり、報償金として合わせて市が支払う。

(市の負担)

第7条 市長は、本事業を利用した不妊手術に対し、予算の範囲内で、その手術を実施した協力動物病院に報償金を交付する。

- 2 市長は、市公園等の野良猫に対する事業に協力し、捕獲、搬送を行った協力動物ボランティアに対し、協力報償金を交付することができる。
- 3 前2項の報償金及び協力報償金の支払は、予算の範囲内で行うものとし、予算を超える場合は、その年度の事業を終了する。

(捕獲器の返却)

第8条 第3条第2項の捕獲器を借用した事業利用者は、事業が完了した場合又は実施通知書の期限が過ぎた場合、速やかに市へ捕獲器を返却する。

(手術後の放猫と見守り)

第9条 事業利用者は、協力動物病院から引き渡された手術済の野良猫を速やかに捕獲した場所で放さなければならない。

- 2 事業利用者は、当該猫に餌を与えている場合、適切に与えるとともに、トイレの設置や糞の始末等地域環境の美化に努めなければならない。

(協力動物ボランティア)

第 10 条 協力動物ボランティアは、事業利用者に代わり、第 3 条に規定する申請書の提出、第 4 条に規定する実施通知書等の受取、野良猫の捕獲、搬送を行うことができる。

2 協力動物ボランティアは、事業利用者に対し前項の支援を提供した場合、事業利用者から実費相当額を徴収することができる。

(登録)

第 11 条 協力動物病院の登録は、協力動物病院登録申請書（第 6 号様式）を市長に申請することにより行う。なお、診療施設ごとに申請を行う。

2 協力動物病院は、前項で申請した内容に変更があった又はその登録を廃止する場合、協力動物病院登録事項変更届出書（第 7 号様式）を市長に届け出なければならない。

3 市は、登録された協力動物病院とその診療施設について一覧を作成し、一般に公開するとともに、事業利用者及び協力動物ボランティアに情報提供することができる。

4 協力動物ボランティアの登録は、協力動物ボランティア登録申請書（第 8 号様式）を市長に申請することにより行う。

5 協力動物ボランティアは、前項で申請した内容に変更があった又はその登録を廃止する場合、協力動物ボランティア登録事項変更届出書（第 9 号様式）を市長に届け出なければならない。

6 市は、前項で登録された協力動物ボランティアについて一覧を作成し、一般に公開するとともに、事業利用者に情報提供することができる。

(報告)

第 12 条 協力動物病院は、手術済み猫の写真を貼付した野良猫不妊手術完了報告書及び報償金交付申請書（第 5 号様式）を作成し、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで、10 月から 12 月まで及び 1 月から 3 月までの四半期ごとにまとめて、各四半期の最終月の翌月 5 日までに市長に提出する。

2 協力動物ボランティアは、市公園等の野良猫に対する支援報告書及び協力報償金交付申請書（第 10 号様式）を 4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで、10 月から 12 月まで及び 1 月から 3 月までの四半期ごとにまとめて、各四半期の最終月の翌月 5 日までに市長に提出する。

(免責)

第 13 条 市及び協力動物病院は、手術及びそれに伴う処置により生じた事故の責任は、一切負わないものとする。ただし、協力動物病院の過失による事故については、協力動物病院と実施通知書の交付を受けた事業利用者との間で協議するものとする。

(身分証明書)

第 14 条 市長は、協力動物ボランティアの希望により、協力動物ボランティア証明書（第 13 号様式）を協力動物ボランティアに交付し、浜松市野良猫不妊手術事業協力動物ボランティア証明書管理台帳（様式第 14 号）に必要事項を記載する。

2 協力動物ボランティアは、支援を提供する際、必要に応じ、協力動物ボランティア証明書を事業利用者に提示することができる。

3 協力動物ボランティアは、第 12 条第 5 項によりその登録を廃止する場合、協力動物ボランティア証明書を市長に返却する。

第 2 章 報償金の交付について

(報償金の交付)

第 15 条 第 5 条第 2 項の規定による手術を実施した協力動物病院は、報償金の交付の申請をすることができる。報償金を受けようとする協力動物病院は、手術済み猫の写真を貼付した野良猫不妊手術完了報告書及び報償金交付申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに変更した内容のわかる書類を市長に提出するものとする。

(協力報償金の交付)

第 16 条 第 7 条第 2 項の規定による協力を行った協力動物ボランティアは、協力報償金の交付の申請をすることができる。協力報償金を受けようとする協力動物ボランティアは、市公園等の野良猫に対する支援報告書及び協力報償金交付申請書（第 10 号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに変更した内容のわかる書類を市長に提出するものとする。

(報償金等の額)

第 17 条 本事業における協力動物病院に交付する報償金額は、次の表のとおりとする。

報償金の額

項目	報償金額	項目	報償金額
雌猫の不妊手術 1 頭につき	10,000 円	市公園等の雌猫の不妊手術 1 頭につき	14,000 円
雄猫の不妊手術 1 頭につき	4,400 円	市公園等の雄猫の不妊手術 1 頭につき	8,400 円
不妊手術済猫 1 頭につき (両耳先端の一部切除)	2,800 円	市公園等の不妊手術済猫 1 頭につき (両耳先端の一部切除)	4,200 円

2 本事業における協力動物ボランティアに交付する協力報償金の額は、次の表のとおりとする。

項目	協力報償金額
猫の捕獲、搬送 1 頭につき	1,000 円

(報償金等の交付決定)

第 18 条 市長は、第 16 条に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、報償金交付決定通知書（第 11 号様式）により通知後、第 17 条第 1 項に規定する報償金を交付するものとする。

2 市長は、第 17 条に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、協力報償金交付決定通知書（第 12 号様式）により通知後、第 17 条第 2 項に規定する協力報償金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は変更)

第 19 条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、報償金又は協力報償金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した報償金又は協力報償金があるときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 報償金又は協力報償金交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 虚偽、その他不正な手段により報償金又は協力報償金の交付を受けたとき。

(細目)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 10 月 3 日から施行する。

受付番号
年 月 日

不妊手術事業実施申請書

（あて先）浜松市長

代理で提出する 協力動物ボランティア団体名 _____	住所	_____
	申請者 氏名	_____
	電話	_____

野良猫不妊手術を次のとおり実施したいので、浜松市野良猫不妊手術事業実施及び報償金交付に関する要綱を遵守した上で、要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき不妊手術事業実施申請書を提出します。

記

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 事業実施地区 | 区 |
| _____ | |
| 2 事業実施予定日 | 年 月 日から 1 か月間 |
| _____ | |
| 3 不妊手術予定頭数 | 雌 頭 ・ 雄 頭 ・ 不明 頭 |
| _____ | |
| 4 捕獲器の貸し出し
(1 か月間) | 希望する ・ 不要 |
| _____ | |

捕獲器借用申請書

受付番号 _____
年 月 日

（あて先）浜松市長

住所 _____

申請者 氏名 _____

電話 _____

野良猫の不妊手術のため、浜松市野良猫不妊手術事業実施及び報償金交付に関する要綱第3条第2項の規定に基づき捕獲器借用申請書を提出します。

記

1 借用期間 _____ 年 月 日から 1 か月間

- ☐ 「野良猫の不妊手術実施」以外の用途には使用しません。
- ☐ 「野良猫の不妊手術完了」または「借用期間満了」の際には1週間以内に捕獲器を返却します。
- ☐ 捕獲器の破損及び不具合があった場合は必ず報告します。
- ☐ 捕獲器の借用期間を延長する場合は、借用期間が満了する前に必ず連絡します。
- ☐ 上記の4項目を遵守できなかった際は、この借用申請を最後とし、新たな借用申請を行いません。

捕獲器借用通知書

受付番号 _____
年 月 日

事業利用者 住所 _____
氏名 _____ 様

浜松市長

年 月 日付け提出された捕獲器借用申請書について、次のとおり承認いたしましたので通知します。

記

- 1 借用期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日
- 2 捕獲器 No. _____
- 3 カバー _____ 有 ・ 無

【注意事項】

- ① 「野良猫の不妊手術実施」以外の用途には使用しないでください。
- ② 「野良猫の不妊手術完了」または「借用期間満了」の際には1週間以内に捕獲器を返却してください。
- ③ 捕獲器の破損及び不具合があった場合は必ず報告してください。
- ④ 捕獲器の借用期間を延長する場合は、借用期間が満了する前に必ず連絡してください。

浜松市動物愛護教育センター Tel 053-487-1616
浜松市保健所浜北支所 Tel 053-585-1398

不妊手術事業実施通知書

受付番号

年 月 日

住所

事業利用者

氏名

様

浜松市長

年 月 日付け提出された不妊手術事業実施申請書について、次のとおり承認いたしましたので、浜松市野良猫不妊手術事業実施及び報償金交付に関する要綱第4条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 事業実施地区

区

2 事業実施予定日

年 月 日 から 年 月 日

3 不妊手術予定頭数

雌 頭 ・ 雄 頭 ・ 不明 頭

4 その他

受付番号

様式番号

【特記事項】

- ・この事業の対象は、飼い主のいない猫（野良猫）です。対象となる猫が野良猫であることを確認して下さい。
- ・捕獲した野良猫を搬入する前に、協力動物病院と調整を行って下さい。
- ・野良猫の処置について協力動物病院とよく協議し、必要以上の処置を求めないで下さい。
- ・手術済の野良猫を速やかに捕獲した場所で放して下さい。
- ・当該猫に餌を与えている場合、適切に与え、トイレの設置や糞の始末等地域環境の美化に努めて下さい。

【注意事項】

手術実施可能な協力動物病院のリストと、協力動物ボランティアのリストを添付します。
野良猫を捕獲する前に、協力動物病院にご連絡ください。
野良猫の捕獲、搬送の支援が必要な場合は協力動物ボランティアにご相談ください。

野良猫と一緒に動物病院へ渡してください

協力動物病院が四半期ごとに市へ提出

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所又は所 在 地
協力動物病院 商 号又は名 称
代 表 者

野良猫不妊手術完了報告書及び報償金交付申請書

浜松市野良猫不妊手術事業実施及び報償金交付に関する要綱第12条第1項の規定により、次のとおり野良猫不妊手術を完了したので、次のとおり報償金交付を申請します。

記

市民（事業利用者）		住 所	
		氏 名	電 話
支援団体名等			
事業実施地区			
事業実施日		搬入日 年 月 日	
		不妊手術実施日 年 月 日	
		引渡し日 年 月 日	
性 別	☐ 雄 ☐ 雌	毛 色	
過去手術有無	☐ 有 ☐ 無	特 徴	
妊娠の有無	☐ 有 ☐ 無	その他	
手術内容	☐ 精巣摘出 ☐ 子宮&卵巣（全部） ☐ 耳カットのみ		
	他（ ）		
報償金交付申請額		円	

「両耳先端切除処置猫」の写真を貼付してください
スペースが足りない場合は裏面に貼付してください。

（あて先） 浜松市長

住所
申請者 氏名
電話番号

協力動物病院登録申請書

このことについて、浜松市野良猫不妊手術事業実施及び報償金交付に関する要綱第 11 条第 1 項に基づき、次のとおり申請します。

飼 育 動 物 診 療 施 設	代表獣医師 氏名				
	名 称				
	郵便番号				
	所在地				
	電話番号				
	受入可能な 曜日、時間、 猫の大きさ 等				

支払 方法	口座 振替払	銀 行 信用金庫 農 協	本店 支店 支所	当座預金 普通預金	第 号
口座名義 (カナ)					

- ☐ 浜松市野良猫不妊手術事業実施及び報償金交付に関する要綱の目的に理解、賛同し、内容に同意します。
- ☐ 申請の内容（口座情報以外）について記した協力動物病院リストを、一般公開することに同意します。

（あて先） 浜松市長

住所
届出者 氏名
電話番号

協力動物病院登録事項変更届出書

このことについて、浜松市野良猫不妊手術事業実施及び報償金交付に関する要綱第 11 条第 2 項に基づき、次のとおり届け出ます。

変更事項	
変更内容	

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所
申請者 氏名
電話番号

協力動物ボランティア登録申請書

このことについて、浜松市野良猫不妊手術事業実施及び報償金交付に関する要綱第11条第4項に基づき、次のとおり申請します。

(1) 団体名	
電話番号その他 (2) 事業利用者からの 連絡先	
(3) 活動内容	
身分証明書	☐ 交付を希望する（ 枚） ☐ 交付を希望しない

支払 口座 方法 振替払	銀 行 信用金庫 農 協	本店 支店 支所	当座預金 普通預金	第 号
口座名義 (カナ)				

- ☐ 浜松市野良猫不妊手術事業実施及び報償金交付に関する要綱の目的に理解、賛同し、内容に同意します。
- ☐ 上記(1)から(3)を記した協力動物ボランティアリストを、一般公開することに同意します。
- ☐ 申請の内容に虚偽はありません。

（あて先） 浜松市長

住所
届出者 氏名
電話番号

協力動物ボランティア登録事項変更届出書

このことについて、浜松市野良猫不妊手術事業実施及び報償金交付に関する要綱第 11 条第 5 項に基づき、次のとおり届け出ます。

変更事項	
変更内容	

第 10 号様式（第 16 条関係）

協力動物ボランティアが四半期ごとに市へ提出

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所又は所在地

協力動物ボランティア 名称

代表者

市公園等の野良猫に対する支援報告書及び協力報償金交付申請書

浜松市野良猫不妊手術事業実施及び報償金交付に関する要綱第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり報告し、協力報償金の交付を申請します。

受付番号	様式番号	事業利用者	事業実施地区	実施場所	動物病院

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

報償金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました浜松市野良猫不妊手術事業報償金について、次のとおり交付します。

記

交付金額 _____ 円

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

協力報償金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました浜松市野良猫不妊手術事業協力報償金について、次のとおり交付します。

記

交付金額 _____ 円

(表)

(裏)



浜松市野良猫不妊手術事業実施及び 報償金交付に関する要綱

第11条 協力動物ボランティアは、事業利用者に代わり、第3条に規定する申請書の提出、第4条に規定する実施通知書等の受取、野良猫の捕獲、搬送を行うことができる。

2 協力動物ボランティアは、事業利用者に対し前項の支援を提供した場合、事業利用者から実費相当額を徴収することができる。

第 14 号様式（第 14 条関係）

浜松市野良猫不妊手術事業協力動物ボランティア証明書管理台帳

交付番号	団 体 名	交付年月日	返 却 年 月 日	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				